

令和7年4月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

建設業等における作業員熱中症予防教育 の実施について（ご案内）

熱中症とは、高温多湿の環境において作業することにより、体内の水分と塩分のバランスがくずれ、体温等の調整機能が破綻して発症する障害の総称であり、適切な処置を怠り、手遅れになると死に至ることもある大変恐ろしい症病です。

このため、厚生労働省においては、水分・塩分の摂取や作業環境の改善等の防止対策の徹底に加えて、熱中症防止のための教育を行うよう通達されています。

当支部においては、この通達に基づき、建設工事に従事される作業員の方々を対象として、下記のとおり、熱中症予防教育を実施いたしますので、ご関係の方々は是非とも受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時 令和7年6月2日（月） 13時30分～15時40分
2. 場 所 岩国建設会館
岩国市麻里布町3-8-17
3. 受講料等
受 講 料 4,400円
テキスト代
 建災防山口県支部会員 0円 （2号会員は除く）
 非 会 員 605円
4. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和7年4月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修の実施について（ご案内）

熱中症とは、高温多湿の環境において作業することにより、体内の水分と塩分のバランスがくずれ、体温等の調整機能が破綻して発症する障害の総称であり、適切な処置を怠り、手遅れになると死に至ることもある大変恐ろしい症病です。

しかし、早めに適切な熱中症予防対策を実施することにより、発症を予防することが期待できますので、全員が熱中症を予防するための正しい知識を習得し、適正に対処することが何より大切となります。

酷暑作業が多い建設業においては、毎年熱中症の発症事例が見られ、本格的な夏が来る前に、熱中症予防のための教育を各事業場で実施することが必要だと考えます。

この度、この教育を担当される指導員の養成を目的として、下記のとおり、「指導員養成研修」を実施いたしますので、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時 令和7年6月4日（水） 13時00分～16時40分
2. 場 所 山陽小野田市雇用能力開発支援センター
山陽小野田市西高泊1259-1
3. 受講対象 熱中症教育担当者
4. 受講料等

受講料	<u>6,600円</u>
テキスト代	
建災防山口県支部会員	<u>0円</u> （2号会員は除く）
非会員	<u>1,815円</u>
5. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）と （解体用）特別教育について（ご案内）

平素からは、当支部の事業運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）及び小型車両系建設機械（解体用）特別教育を同時に下記要領において実施いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 受講区分

- (1) 「整地・運搬・積込用及び掘削用機械」と「解体用機械」の両方を受講(以下、両方という。)
- (2) 「整地・運搬・積込用機械及び掘削用機械」のみを受講(以下、整地等のみという。)
- (3) 既に「整地・運搬・積込用機械及び掘削用機械」は受講しているため「解体用」のみを受講(以下、解体のみという。)

日 程	区分	区分	時 間	合計時間	両 方	整地等のみ	解体のみ	
第 1 日 目	整地	学科	9:00～17:30	440分	○	○		
第 2 日 目		実技	9:00～16:20	360分	○	○		
第 3 日 目	午前 午後	解体	学科	8:30～10:05	90分	○		○
			実技	10:15～12:20	120分	○		○
			学科	13:00～14:35	90分	○		○
			実技	14:45～16:50	120分	○		○
受 講 料					33,000	17,600	16,500	
テ キ ス ト 代					建災防山口県支部会員 0円 (2号会員は除く) 非会員 1,210円			

* 3日目の解体の実技は、1班の定員を15名とし、午前又は午後のいずれかを受講ください。

2. 日 時

- (1) 第1日目 令和7年6月 9日 9時00分～17時30分
- (2) 第2日目 令和7年6月10日 9時00分～16時20分
- (3) 第3日目 令和7年6月11日 8時30分～12時20分又は13時00分～16時50分

3. 場 所

新南陽クレーン教習所 周南市新田2-6-1

4. 受講申込

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。

5. その他

- (1) 受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。
- (2) 両方を受講される場合は「整地等」と「解体」の2枚の受講申込書が必要となります。
- (3) 既に「整地・運搬・積込用及び掘削用」を受講し、「解体用」のみを受講される方は、修了証の写しを受講申込書の裏面に貼付してください。

事業場各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

足場の組立て等作業に係る特別教育のご案内

足場からの墜落・転落災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生規則が改正され、この改正により「足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者」は特別教育の受講が義務付けられました。

このため、当支部では特別教育を、下記のとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時・場所

開催日	場所	時間
令和7年 6月16日(月)	山陽小野田市雇用能力開発支援センター 山陽小野田市西高泊 1259-1	全科目(6時間) 8:50~16:30

2. 科目及び時間

科目	時間
①足場及び作業の方法に関する知識	3時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5時間
③労働災害の防止に関する知識	1.5時間
④関係法令	1時間
計	6時間

3. 受講料等

受講料	<u>7,700円</u>	
テキスト代		
建災防山口県支部会員	<u>0円</u>	(2号会員は除く)
非会員	<u>935円</u>	

4. 申込方法

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

令和7年4月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

統括安全衛生責任者教育のご案内 (旧：現場管理者統括管理講習)

一般に建設工事では、元請業者・下請業者・再下請業者等で請負契約関係にある事業者が、同一の場所において相関連して仕事を行う場合が多く、そのことによって生じる労働災害を防止するためには、それぞれの事業者が行う管理とは別に、その現場全体を統括的に管理することが必要です。

労働安全衛生法では、建設工事の元請業者や注文者に対して

- ① 下請業者及びその労働者が法令に違反しないよう、必要な指導を行う義務(安衛法第 29 条)及び技術的な指導を行う義務(安衛法第 29 条の 2)
- ② 複数の事業者の労働者が混在して作業を行うことによって生じる危険を防止するため、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等の措置を講ずる義務 (安衛法第 30 条第 1 項)
- ③ 自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に、その設備に対し労働災害防止上必要な措置を講ずる義務(安衛法第 31 条)

を定めております。

- ④ 特定発注者等による特定作業に従事する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずる義務(安衛法第 31 条の 3)
- ⑤ 違法な指示の禁止義務(安衛法 31 条の 4)

また、厚生労働省において、元方事業者による建設現場における安全管理水準の一層の向上を図るため、平成7年4月「元方事業者による建設現場安全管理指針」を策定しています。

当支部では、同指針を含めた統括管理講習テキストを使用して、次のとおり講習会を実施致しますので多数の方々が受講されますようご案内いたします。

1. 対象者
 - ① 建設現場の作業所長、次席など
 - ② 関係請負人の現場代理人など
 - ③ 上記の①②の立場に就こうとする方
2. 日時 令和7年6月20日(金) 8:50~17:35
3. 場所 ポリテクセンター山口 山口市矢原 1284-1
4. 定員 50人
5. 受講料 8,800円
テキスト代 2,035円 (建災防山口県支部会員はテキスト代無料)

6. 講習科目・時間割

科 目	時	間
1. 建設業の労働災害と問題点 （1）建設業における労働災害発生状況 （2）安全衛生管理上の問題点	8時50分～12時10分	3時間 (休憩20分)
2. 統括安全衛生管理 （1）特定元方事業者の責務 （2）注文者の講ずべき措置 （3）関係請負人の講ずべき措置 （4）統括安全衛生管理体制 （5）事業者責任		
＜ 昼食・休憩 12時10分～13時00分 ＞		
3. 統括安全衛生管理の具体的進め方 （1）施工計画・安全衛生管理計画 （2）災害防止協議会の設置・運営 （3）安全工程打合せと作業指示 （4）場内巡視 （5）安全ミーティングと職長会 （6）入場時の管理 （7）仮設備の維持管理 （8）工事用機械の管理 （9）職場環境の整備	13時00分～17時00分	3.5時間 (休憩30分)
4. 建設業における労働衛生管理		
5. 異常時の措置		
6. 工事施工に伴う近隣対策		
7. 危険性又は有害性等の調査と低減措置 （1）建設業におけるリスクアセスメント （2）リスクアセスメントの進め方 （3）建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）		
災害発生状況及び特定元方事業者に関する特別規制（法令）	17時00分～17時30分	0.5時間
質疑・アンケート	17時30分～17時35分	

7. 修了証の交付 講習修了者には「修了証」を交付します。

8. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

『自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育』のご案内

建設業の現場においては、比較的安易に使用できる自由研削といし（グラインダー）が、材料等の加工、切断に日常幅広く使用されています。

自由研削といしを使用した作業での労働災害の発生は、グラインダー本体、といし、取付け具、使用方法等の正しい知識と訓練の不足によるといしの破損、誤った取扱いによる切れ、こすれとなっています。

これらの労働災害を防止するためには、労働安全衛生法では、自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は、特別教育修了者が行うこととしています。

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）

1 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

事業者に代わって、この特別教育をつぎのとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

1. 日 時 令和7年6月30日（月）8：50～16：20

2. 場 所 ポリテクセンター山口（山口市矢原1284-1）

3. 「自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育」カリキュラム

科 目	講習時間
自由研削用研削盤、自由研削用といし取付け具等に関する知識	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
関係法令	1時間
実技教育	2時間

4. 定 員 50人

5. 受講料等

受講料	7,700円
テキスト代	建災防山口県支部会員 0円（2号会員は除く）
	非 会 員 935円

6. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。